

## 保険契約者代理特約

### この特約の趣旨

この特約は、保険契約者が会社の定める手続きを行なうことができない会社所定の事情がある場合に、保険契約者に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した保険契約者代理人が手続きを行なうことを可能とするための特約です。

### 第1条(特約の締結)

- 1 この特約において「保険契約者」とは、保険契約者のほか、つぎの各号に定める者を含むものとします。
  - (1) 保険契約者の権利および義務のすべてを承継した者がいる場合は、その者(この場合、承継前の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。)
  - (2) 保険金等が据え置かれている場合のその保険金等の受取人または保険金等が年金によって支払われている場合の年金受取人(この場合、元保険契約の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。)
  - (3) その他保険契約者に準じる者であると会社が認めた者
- 2 この特約は、保険契約者の申出により、次条(適用対象契約)に定める適用対象契約締結の際または適用対象契約締結の後、会社の定める範囲内で締結します。

### 第2条(適用対象契約)

この特約が締結されている場合、この特約は、会社の定める保険契約においてこの特約を締結した者が保険契約者となる保険契約(以下、「適用対象契約」といいます。)のすべてに適用されるものとします。この場合、この特約の締結後に適用対象契約となった保険契約<sup>1</sup>にもこの特約は適用されるものとし、この特約の締結後に適用対象契約ではなくなった保険契約<sup>2</sup>にはこの特約は適用されないものとします。

### 備考

1. この特約の締結後に適用対象契約となった保険契約  
「この特約の締結後に適用対象契約となった保険契約」とは、この特約を締結した者が新たに保険契約を締結したことや保険契約者の権利および義務のすべてを承継したこと等により、会社の定める保険契約においてこの特約を締結した者が新たに保険契約者となった保険契約をいいます。
2. この特約の締結後に適用対象契約ではなくなった保険契約  
「この特約の締結後に適用対象契約ではなくなった保険契約」とは、この特約を締結した者が保険契約者の権利および義務のすべてを承継させたこと等により会社の定める保険契約においてこの特約を締結した者が保険契約者ではなくなった保険契約や、解約等により適用対象契約が消滅した場合のその保険契約をいいます。

### 第3条(保険契約者代理人の指定および変更指定)

1 この特約が締結された場合、保険契約者は、会社の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定して下さい(本項により指定された者を、以下、「保険契約者代理人」といいます。)。ただし、保険契約者が法人である場合または保険契約者が2人以上いる場合を除きます。

#### (1) つぎの範囲内の者

(ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者

(イ) 保険契約者の直系血族

(ウ) 保険契約者の兄弟姉妹

(エ) 前(イ)(ウ)のほか、保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族

(2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険契約者のために次条(保険契約者代理人による手続き)第1項に定める代理対象手続きを行なうべき適当な関係があると会社が認めた者

(ア) 保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている者

(イ) 保険契約者の財産管理を行なっている者

(ウ) 適用対象契約のいずれかの死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡時支払金受取人、後継年金受取人、育英年金受取人または後継保険契約者

(エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の同意を得て、前項に定める範囲内で、保険契約者代理人を変更指定することができます。

### 第4条(保険契約者代理人による手続き)

1 保険契約者代理人が行なうことができる手続き(以下、「代理対象手続き」といいます。)は、つぎの各号に定めるとおりとします。

#### (1) つぎに定める手続きとします。

(ア) 適用対象契約の普通保険約款および特約または特則の約款(以下、「約款」といいます。)に定める保険契約者が行なうことができる手続き

(イ) 保険契約者と保険金等(適用対象契約の約款に定める保険給付をいい、その名称の如何を問いません。以下、同じ。)の受取人(死亡時支払金受取人を含みます。以下、本号において同じ。)が同一人である場合における、適用対象契約の約款に定める保険金等の受取人が行なうことができる手続き

(ウ) 会社の定める特約または特則の付加等の申出

(2) 前号の規定にかかわらず、つぎに定める手続きを除きます。

(ア) 保険金等の受取人、死亡時支払金受取人、後継年金受取人または後継保険契約者の変更の請求

- (イ) 保険契約者の変更の請求
  - (ウ) 告知を要する手続き
  - (エ) 保険契約者代理人の変更指定の請求
  - (オ) 指定代理請求人の指定または変更指定の請求
  - (カ) 適用対象契約の約款に定める指定代理請求人が代理することができる手続き
- 2 保険契約者が代理対象手続きを行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の代理対象手続きを行なうことができない特別な事情があると会社が認めたとときは、前条(保険契約者代理人の指定および変更指定)の規定により保険契約者が指定または変更指定した保険契約者代理人が、保険契約者の代理人として代理対象手続きを行なうことができます。
  - 3 保険契約者代理人が代理対象手続きを行なう場合、保険契約者代理人は手続き時において前条第1項各号に定める範囲内であることを要します。
  - 4 保険契約者代理人が代理対象手続きを行なう場合、会社は、保険契約者代理人に対し、保険金等の受取人その他の利害関係人の同意を得ること等を求めることがあります。
  - 5 第2項の規定により保険契約者代理人が行なった手続きは、保険契約者に対してその効力を生じません。
  - 6 第2項の規定により、会社が保険契約にもとづく支払金を代理対象手続きを行なった保険契約者の代理人に支払った場合には、その後重複してその支払金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
  - 7 本条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時における保険契約者代理人は代理対象手続きを行なうことができません。
    - (1) 保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由(保険料の払込の免除事由を含みます。)を生じさせたとき
    - (2) 保険契約者代理人が故意に保険契約者を第2項に定める代理対象手続きを行なうことができない状態に該当させたとき
    - (3) 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅するとき
    - (4) 保険契約者代理人が第4項の規定により会社が求めた事項を行なうことができなかったとき

#### 第5条(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

この特約が締結されている場合には、保険契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、適用対象契約の約款に定める者に通知するほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

#### 第6条(請求の手続き)

つぎの各号の手続きを行なう場合は、必要書類(別表1)を会社に提出して下さい。

- (1) 第3条(保険契約者代理人の指定および変更指定)に定める保険契約者代理人の変更指

#### 定の請求

(2) 第4条(保険契約者代理人による手続き)に定める保険契約者代理人による代理対象手続き

(3) 第8条(特約の解約)に定める特約の解約の請求

#### 第7条(特約の消滅)

すべての適用対象契約が適用対象契約ではなくなった場合には、この特約は消滅します。ただし、最後の適用対象契約が保険契約の見直しに関する特約により新しい保険契約に見直されるときは、この特約は消滅しないものとします。

#### 第8条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

別表1 必要書類

項 目	必 要 書 類
1. 保険契約者代理人による手続き (保険契約者代理特約第4条)	(1) 代理対象手続きの対象となる手続きの請求書類 (2) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍謄本 (3) 保険契約者代理人の住民票 (4) 保険契約者代理人本人であることを確認できる会社 所定の書類 (5) 代理対象手続きの対象となる手続きを行なうことが できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被 保険者証の写し (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行な っている者であるときは、契約書および財産管理状況 の報告書の写しなどその事実を証する書類
2. 保険契約者代理人の変更指定 (保険契約者代理特約第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の 書類
3. 特約の解約 (保険契約者代理特約第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の 書類
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上 記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	